

交付申請書提出に当たっての注意点

1 提出書類

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 経費所要額調（別紙（1））
- (3) 事業計画書（別紙（2））
- (4) 補助対象区域の工事設計図
- (5) 工事仕訳書（少なくとも2社分）
- (6) 歳入歳出予算書の抄本
- (7) 誓約書（別紙（3））
- (8) 債権者登録申出書
- (9) 通帳の写し（カタカナで記載された口座名義人、口座番号が分かる部分）
- (10) 交付決定前の事業着手申請書（交付決定前に事業着手する場合）

※（1）と（8）のみ、原本提出をお願いします。
それ以外については、データもしくは郵送で提出をお願いします。
なお、提出された書類は返却しません。

2 全般的な注意点

- ・設置工事は必ず令和8年3月31日までに竣工させること。
- ・さきに提出された内容から、業者変更や、整備面積の変更等がある場合は、変更後の内容に基づき補助額を再計算して申請してください。ただし、補助申請額は、今回の内示額が上限です。
また、工事仕訳書や設計図等は、さきに提出されたものと同じであっても再度提出してください。
- ・記載内容を訂正される場合は、訂正箇所にも二重線を引いてください。
- ・ご提出のあった事業計画書の計画内容に変更が生じた場合（例：スプリンクラーヘッドの設置箇所変更に伴う補助対象面積の増減）は、修正した事業計画書も提出してください。

3 提出書類のうち、特に注意が必要な書類について

「(4) 補助対象区域の工事設計図」について

- ・設置予定の設備が記載された平面図のことです。数字等が判読できるものを提出してください。
- ・補助対象設備がスプリンクラーの場合、図面には、「スプリンクラー整備面積に該当する部分を色線で囲む」等により、スプリンクラー整備面積部分が判別できるようにしてください。また、図面上に整備面積を記入してください（補助申請面積と照合します）。

「(5) 工事仕訳書」について

- ・設置工事を行う施工業者からの見積書のことです。税込金額で表示されたものを提出してください。その際、見積書内訳書の合計と、見積額合計が合致することを確認してください。
- ・見積書は少なくとも2社分を提出してください。
- ・複数棟の補助を申請される場合は、見積書を施設でまとめず「棟ごと」に取得してください（棟ごとの工事金額が記載された別々の見積書を取得してください）。
- ・見積書の細目の中に補助対象外の費用（※）が含まれていないか、よく確認してください。
（※）設計、その他工事に伴う事務費用等スプリンクラーの設置工事に関係のない費用

「(8) 債権者登録申出書」について

- ・名称、住所、口座番号等、分かる部分のみ記載してください。（債権者番号、精算払用の別や、新規・変更・取消等の別等、分からない部分は記載しないでください。）

「(9) 通帳の写し」について

- ・カタカナで記載された口座名義人、口座番号が分かる部分の写しを提出してください。その際、通帳の内容が債権者登録申出書の内容と合致しているか確認してください。

交付申請に係る各種資料については、県ホームページ上に掲載しております。

様式をダウンロードして作成してください。

不明な点は、以下の担当者にお問い合わせください。

なお、来庁いただく際は、事前に担当者に連絡してください。

<連絡先>

福岡県保健医療介護部医療指導課災害医療係（担当：岩田）

TEL 092-643-3273（直通）

FAX 092-643-3277